

■ FamiPay 翌月払いサービス利用規約 2027年3月改定箇所（新旧対照表）

新	旧
第1条（目的） 本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が提供する翌月払いサービス（第2条第2項第2号に定義します。）の利用条件について定めるものです。翌月払いサービスを利用する場合には、FamiPay 利用規約（これに付随する特約等を含みます。）及び本規約<u>並びに</u>これらに付随して当社が定める各種特約や個人情報の取扱いに関する重要事項、その他取引に際し画面等に表示されるご案内など（以下「本規約等」と総称します。）が適用されます。利用者は、本規約等の内容を承諾の上、翌月払いサービスを利用するものとします。なお、翌月払いサービスの対象となる本マネーサービスに付随または関連して当社または本マネー加盟店が提供するサービスについては、本規約等と併せて、当該サービスに関して当社または本マネー加盟店が別に定める規約が適用されます。また、未成年者は、親権者の同意を得た上で、翌月払いサービスを利用するものとします。	第1条（目的） 本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が提供する翌月払いサービス（第2条第2項第2号に定義します。）の利用条件について定めるものです。翌月払いサービスを利用する場合には、FamiPay 利用規約（これに付随する特約等を含みます。）及び本規約<u>ならびに</u>これらに付随して当社が定める各種特約や個人情報の取扱いに関する重要事項、その他取引に際し画面等に表示されるご案内など（以下「本規約等」と総称します。）が適用されます。利用者は、本規約等の内容を承諾の上、翌月払いサービスを利用するものとします。なお、翌月払いサービスの対象となる本マネーサービスに付随または関連して当社または本マネー加盟店が提供するサービスについては、本規約等と併せて、当該サービスに関して当社または本マネー加盟店が別に定める規約が適用されます。また、未成年者は、親権者の同意を得た上で、翌月払いサービスを利用するものとします。
第4条（翌月払いサービスの利用枠） （略） <u>4. 利用者は、システムの通信状況その他の事由により、最大利用可能額を超過して翌月払いサービスを利用することができる場合があります。この場合、利用者は、当社の求めに応じて、最大利用可能額を超える額を本債務とは別に、当社が指定する方法にて一括で支払うものとします。</u>	（新設）
第8条の3（自動リボの利用） （略） 3. 毎月の自動リボお支払額は、毎月の請求確定時点のリボ残高に応じた下表の「毎月の支払額」をお支払いいただくものとします。また、毎月の自動リボお支	第8条の3（自動リボの利用） （略） 3. 毎月の自動リボお支払額は、毎月の請求確定時点のリボ残高に応じた下表の「毎月の支払額」をお支払いいただくものとします。また、毎月の自動リボお支

払額は、下表の「リボ残高」に応じた「毎月の支払額」を下回らない範囲で当社所定の方法により変更できるものとします。なお、毎月の支払額（支払期日の前月利用分を除きます。）には、第9条第1項に定める翌月払い手数料が含まれます。

リボ残高	毎月の支払額
<u>5万円以下</u>	<u>1,500円</u>
<u>5万円超10万円以下</u>	3,000円
10万円超15万円以下	<u>4,500円</u>
15万円超20万円以下	<u>6,000円</u>
20万円超25万円以下	<u>7,500円</u>
以降、5万円増す毎に	<u>1,500円</u> ずつ加算

4. 自動リボ利用者は、いつでも自動リボの登録を解除できるものとします。ただし、登録を解除した時点のリボ残高については、自動リボとしてお支払いいただきます。この場合、第9条の規定にかかわらず、自動リボの登録解除後の自動リボ手数料の実質年率は、18.0%とします。再度自動リボを設定した場合には、リボ残高全体について同条の規定が適用されます。

(略)

第9条（翌月払い手数料）

(略)

（自動リボ手数料計算方法）

- ① 毎月の自動リボ手数料は、「リボ残高（ただし、支払期日の前月利用分を除く）×実質年率×月間日数÷年間日数」で計算します。
- ② ①における実質年率は19.8%とします。
- ③ ①による計算の結果、1円未満の端数が生じたときは切り捨てとします。

第13条（支払停止の抗弁）

1. スキップ払い利用者及び分割払い利用者並びに自動リボ利用者（以下総称して「割賦利用者」といいます。）は、割賦払いを利用した本マネー取引により購入した商品等について、以下の各号に掲げる事由があるときは、当社に申し出るこ

払額は、下表の「リボ残高」に応じた「毎月の支払額」を下回らない範囲で当社所定の方法により変更できるものとします。なお、毎月の支払額（支払期日の前月利用分を除きます。）には、第9条第1項に定める翌月払い手数料が含まれます。

リボ残高	毎月の支払額
<u>10万円以下</u>	<u>3,000円</u>
10万円超15万円以下	<u>5,000円</u>
15万円超20万円以下	<u>7,000円</u>
20万円超25万円以下	<u>9,000円</u>
以降、5万円増す毎に	<u>2,000円</u> ずつ加算

4. 自動リボ利用者は、いつでも自動リボの登録を解除できるものとします。ただし、登録を解除した時点のリボ残高については、自動リボとしてお支払いいただきます。

(略)

第9条（翌月払い手数料）

(略)

（自動リボ手数料計算方法）

- ① 毎月の自動リボ手数料は、「リボ残高（ただし、支払期日の前月利用分を除く）×実質年率×月間日数÷年間日数」で計算します。
- ② ①における実質年率は18.0%とします。
- ③ ①による計算の結果、1円未満の端数が生じたときは切り捨てとします。

第13条（支払停止の抗弁）

1. スキップ払い利用者及び分割払い利用者並びに自動リボ利用者（以下総称して「割賦利用者」といいます。）は、割賦払いを利用した本マネー取引により購入した商品等について、以下の各号に掲げる事由があるときは、当社に申し出るこ

とにより、当該事由が解消されるまでの間、当社に対して当該事由に係る商品等（以下、本条において「対象商品等」といいます。）の代金に係る割賦支払分の支払を停止することができます。ただし、スキップ払い又は分割払いの支払分に係る支払総額が4万円未満である場合、自動リボにおける対象商品等に係る代金相当額が3万8,000円未満である場合等割賦販売法の規定の適用がない場合又は対象商品等が割賦販売法の適用が除外される取引、商品・権利・役務である場合についてはこの限りではありません。なお、対象商品等に係る取引が取消し、解除その他の抗弁事由により消滅、無効又は不存在となる場合における翌月払いチャージの取消し又は解除については前条第2項本文が、対象商品等に係る割賦支払分の全部または一部が支払われ、又は既に支払われていた場合に当該金額相当額を返還するときの方法については前条第3項が適用ないし準用されます。 ①商品等の引渡し、提供がなされないこと。 ②商品等に<u>破損、汚損、故障など商品等の種類、品質、又は数量に関して契約の内容に適合しない場合</u>があること。 （略）	とにより、当該事由が解消されるまでの間、当社に対して当該事由に係る商品等（以下、本条において「対象商品等」といいます。）の代金に係る割賦支払分の支払を停止することができます。ただし、スキップ払い又は分割払いの支払分に係る支払総額が4万円未満である場合、自動リボにおける対象商品等に係る代金相当額が3万8,000円未満である場合等割賦販売法の規定の適用がない場合又は対象商品等が割賦販売法の適用が除外される取引、商品・権利・役務である場合についてはこの限りではありません。なお、対象商品等に係る取引が取消し、解除その他の抗弁事由により消滅、無効又は不存在となる場合における翌月払いチャージの取消し又は解除については前条第2項本文が、対象商品等に係る割賦支払分の全部または一部が支払われ、又は既に支払われていた場合に当該金額相当額を返還するときの方法については前条第3項が適用ないし準用されます。 ①商品等の引渡し、提供がなされないこと。 ②商品等に<u>瑕疵（欠陥）</u>があること。 （略）
第16条（期限の利益の喪失） 1. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、翌月払いチャージにより当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法により支払うものとします。 ① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。 ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 ③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。 ④ 本債務の履行を遅滞し、当社から20日以上 of 相当な期間を定めてその支払の催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 ⑤ FamiPay 利用規約に基づき本マネーサービスの利用ができなくなったとき。 ⑥ 当社からの貸付に係る契約の債務<u>その他利用者が当社に負担する債務</u>の支払	第16条（期限の利益の喪失） 1. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、翌月払いチャージにより当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法により支払うものとします。 ① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。 ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 ③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。 ④ 本債務の履行を遅滞し、当社から20日以上 of 相当な期間を定めてその支払の催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 ⑤ FamiPay 利用規約に基づき本マネーサービスの利用ができなくなったとき。 ⑥ 当社からの貸付に係る契約の債務の支払を遅滞した場合

を遅滞した場合 (略)	(略)
自動リボの具体的算定例 1月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常2月27日の支払いのところ、2月10日に自動リボ設定を行った場合 (2月27日の支払い) リボ残高: 25,000円 弁済金: <u>1,500円</u> 内、翌月払い手数料: 0円 内、元本充当分: <u>1,500円</u> (3月27日の支払い) リボ残高: <u>23,500円</u> 弁済金: <u>1,500円</u> 内、翌月払い手数料: <u>355円 (残高23,500円×実質年率19.8%×月間日数÷年間日数)</u> 内、元本充当分: <u>1,145円 (弁済金1,500円－翌月払い手数料355円)</u>	自動リボの具体的算定例 1月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常2月27日の支払いのところ、2月10日に自動リボ設定を行った場合 (2月27日の支払い) リボ残高: 25,000円 弁済金: <u>3,000円</u> 内、翌月払い手数料: 0円 内、元本充当分: <u>3,000円</u> (3月27日の支払い) リボ残高: <u>22,000円</u> 弁済金: <u>3,000円</u> 内、翌月払い手数料: <u>302円 (残高22,000円×実質年率18.0%×月間日数÷年間日数)</u> 内、元本充当分: <u>2,698円 (弁済金3,000円－翌月払い手数料302円)</u>

以 上